市民活動センター団体登録について

1. 団体登録基準

関市内を活動拠点とし、営利を目的としない公益的・社会的な活動を継続的に行っている民間の NPO・NGO・市民活動団体・ボランティア団体。活動の分野、組織の規模、法人格の有無などは問わない。

2. 運営団体が以下のいずれかに該当しないこと

- 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの。
- 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの。また、特定の 公職の候補者もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的 とするもの。
- 暴力団もしくはその構成員の統制の下にあるもの。
- その他法令、公序良俗に違反する行いがあるもの。
- ・ 関市では、構成員が3名以上の場合を団体とする

3. 登録情報について

団体登録には別紙「関市市民活動センター 団体登録書」を記入いただき、当センターまで提出してください。登録情報については、当センターホームページにて公開させていただきます。

登録情報に変更があった場合は、速やかに当センターまでご連絡ください。

<u>2年間登録情報の更新(※)が無かった場合は、登録情報を削除</u>させていただきますので、予めご了承ください。 <u>※登録情報に変更がない場合もその旨ご連絡ください。</u>

団体登録のメリット

- ① コピーサービス (通常価格:白黒 10円、カラー50円) が半額に!
- ② 紙折り機の利用 (無料)
- ③ PC 利用 (office ソフト使用可能)
- ④ ラミネートサービス (1枚30円)
- ⑤ プロジェクター・スクリーンの無料貸し出し
- ⑥ 簡易ミーティングスペース(8名程度)の無料利用
- ⑦ 大判プリンター(通常価格: A2「400円」、A1「800円」)が半額に!
- ⑧ おどろ木 (チラシ持参で市内 10 か所の公共施設に配布)

NPO 広報のワンストップサービス『おどろ木』チラシ配布判断基準

- 1. 関市市民活動センターへの登録団体であること
- 2. 関市内の市民活動、市民活動団体であること
- 3. 関市民が参加できる範囲の地域のイベントであること
- 4. イベント・セミナー等の配布期限のあるチラシであること
- 5. 政治・宗教に関するものではないこと
- 6. 公序良俗に反するものではないこと
- 7. その他関市市民活動センター事務局において、「おどろ木」の趣旨に適合して いると認められるもの